

序章．はじめに

(1) みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、平成 6 年（1994 年）の都市緑地保全法（現：都市緑地法）の改正に伴い新設された制度である。従来の「緑のマスタープラン」と「都市緑地推進計画」を一体化し、都市緑地法第 4 条において「市町村の緑地の保全と緑化の推進に関する基本計画（みどりの基本計画）」が法的に位置づけられた。

みどりの基本計画は、都市の緑化や自然環境の保全に関する長期的・総合的な計画の基本方針を示すとともに、緑地の保全及び緑化の目標、その推進のための施策に関する事項を示し、みどりに関する総合的な指針となる計画である。

(2) みどりの基本計画を進める主体

みどりの基本計画は、市町村が主体となって定めるものであり、みどりの基本計画に位置付けられた施策の展開については、市民・事業者・NPO¹・行政等が協働し、それぞれの立場で役割を果たしながら主体的に推進するものである。

¹ NPO：行政や企業とは独立した存在として、福祉・環境・まちづくり等の様々な分野の社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。なお、特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）に限らない。

(3) みどりの基本計画で定める事項

1) 必ず定める事項

緑地の保全及び緑化の目標

基本理念、みどりの将来像、基本方針、施策の体系、目標水準等

緑地の保全及び緑化の推進のための施策

施設緑地の整備目標及び配置方針、地域制緑地の指定目標及び指定方針、
緑化の目標及び推進方針、地域制緑地の保全方針、普及啓発活動の推進方針

2) 必要に応じて定める事項

都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針

系統別の配置方針、骨格となる緑地の保全の方針等（図化）

特別緑地保全地区¹における緑地の保全

・ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

施設の名称、内容、種類、規模、設置位置、整備主体等について都道府県知事がその適合を判断できる内容のもの

・ 土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項



買入れ主体について都道府県と市町村等の役割分担、買入れた土地の管理方針

・管理協定に基づく緑地の管理に関する事項

対象となる緑地の位置や要件、管理協定における管理方針

・その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

保全配慮地区 ² における緑地の保全	} 地区（又は地域）の基本方針、地区（又は地域） 目標、保全（又は緑化）計画、イメージ図
緑化地域 ³ における緑化の推進	
緑化重点地区 ⁴ における緑化の推進	

- 1 特別緑地保全地区：都市の中のまとまりのある緑地を永続的に保全し、緑豊かな街の環境を維持するために指定する地区のこと。都市計画区域内において、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止となるもの、歴史的・文化的価値を有するもの、風致又は景観が優れているもの、動植物の生息地・生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が指定の対象となる。特別緑地保全地区に指定されると、樹木の伐採等の様々な行為の規制が発生する。
- 2 保全配慮地区：豊かな自然環境を有し、景観・生態系の保全、自然とのふれあいの場等として重要な区域を計画的に保全することを目的に設定する地区のこと。
- 3 緑化地域：良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域のこと。
- 4 緑化重点地区：緑化重点地区総合整備事業を短期集中的に行うことによって、市町村の緑化事業のモデルとなるような地区のこと。

（４）みどりの基本計画の目的

うるま市は、具志川市、石川市、勝連町、与那城町の4市町が平成17年（2005年）4月1日に合併して、誕生した。

これまで、旧4市町においても、様々な施策の中でみどりに関する取り組みが実践されてきた。平成4年3月には「具志川市花と緑のまちづくり基本計画」、平成12年3月には「石川市緑の基本計画」、平成17年2月には「具志川市みどりの基本計画（素案）」がそれぞれ策定され、平成14年には「具志川市みどり条例」を制定し「うるま市みどり条例」として引き継いでいる。

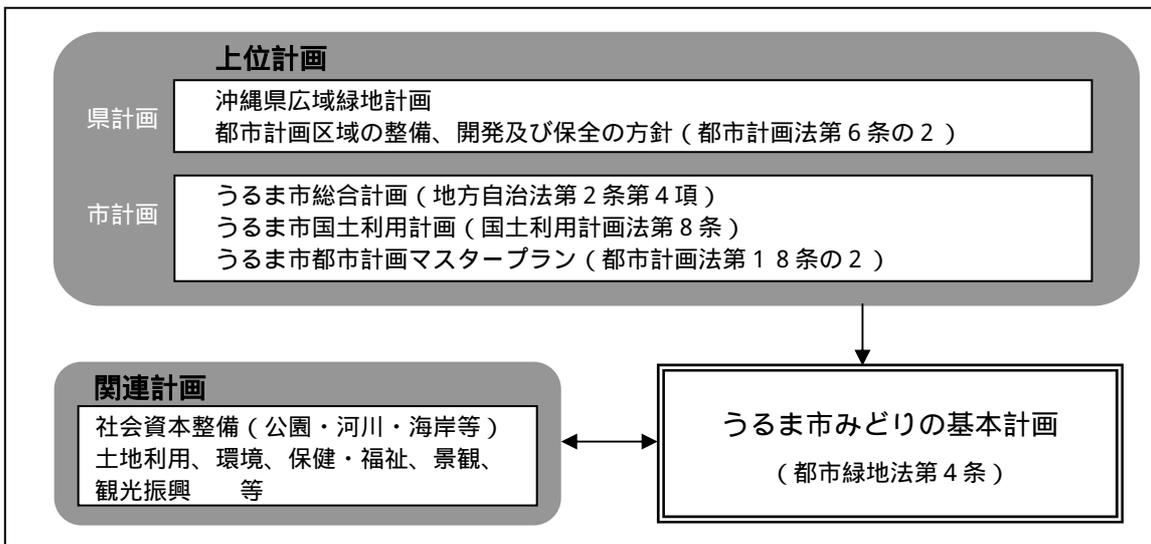
また、うるま市には整備された多くの公園・緑地と、天願川水系（天願川・川崎川・ヌーリ川・米原川・栄野比川・楚南川）や石川川水系（石川川・肥前川・ユマサ川）といった貴重な水辺空間が存在している。これらの資源を活かし、公園・緑地のネットワーク化、公園機能の充実、公園開設面積の拡充、公園の維持管理体制の充実強化を図る必要がある。

さらに、環境に関する住民意識の高揚と、自然とのふれあいに対する住民ニーズに対応するため、官民が一体となってみどり豊かなまちづくりを推進することが望まれている。

そこで、本計画は、うるま市のみどりに関する施策の基本的な方針・目標を設定し、施策展開の枠組みと内容を示し、うるま市の将来にわたるみどりに関する施策の指針とすることを目的とする。本計画に沿って、様々な施策を総合的かつ計画的に推進していくものである。

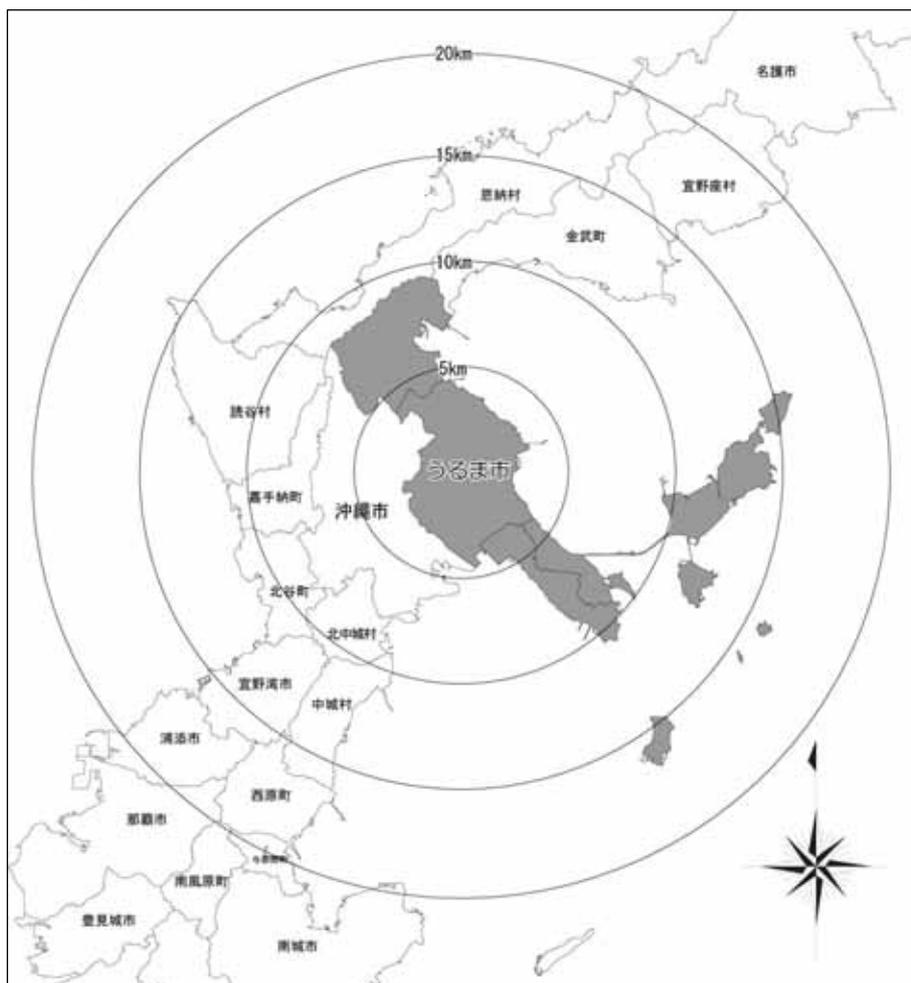


(5) みどりの基本計画の位置づけ



(6) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、うるま市全域（86.01 km²）とする。併せて、うるま市に面する海浜域もみどりの対象区域とする。



(7) 計画の期間

本計画は、平成 22 年（2010 年）を初年度とし、20 年後の平成 41 年（2029 年）を目標年次とする。

(8) みどりの役割

みどりは、人々の生活と環境に深い関わりを持ち、精神面・物質面で様々な役割を担っている。

みどりは、身近な自然として人々に安らぎと潤いを与え、レクリエーション機能の効用を持ち、ゆとりと豊かさを実感できる生活の場となっている。また、気温の上昇抑制によるヒートアイランド現象の緩和や、地球温暖化の原因の 1 つとなる二酸化炭素の吸収・固定、大気の清浄化、水源涵養等による水害等の防止や火災時の延焼遮断帯といった防災機能等がある。さらに、季節感、勝景、まちなみ等、豊かな緑化景観を形成するとともに、人間だけでなく生物の生態系を支える基盤としての役割も果たしている。

みどりは、安全で快適なまちづくりを実現する上で多くの機能を有しており、ますます重要になっている。みどりの持つ機能を大別すると、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」の 4 つに分けられる。

みどりの機能

環境保全	・都市の骨格形成 ・都市における環境負荷の軽減 ・生物の生息地・生育地 ¹ の確保 ・優れた自然環境や農地の保全
レクリエーション	・日常圏、広域圏におけるレクリエーションの場の提供 ・自然とのふれあいの場の提供 ・スポーツ・屋外レクリエーションの場の提供 ・施設同士を有機的に結ぶネットワークの形成
防災	・自然災害の防止・緩衝 ・都市災害の防止・緩衝 ・防災活動拠点及び避難路の確保 ・災害に強い都市構造の形成
景観	・郷土景観の形成 ・都市景観の形成 ・ランドマークの形成 ・眺望点の形成

¹ 生息地・生育地：本計画では、動物（ほ乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫類、クモ形類、ムカデ・ヤスデ類、貝類）、植物、菌類を総じて「生物」とし、動物が生息する場を「生息地」、植物及び菌類が生える場を「生育地」とする。



(9) みどりの定義

みどりの基本計画における「みどり」とは、植物としてだけでなく、山地、史跡等のみどりと一体となった多様なオープンスペースについても対象とする。そのため、本計画で対象となる「みどり」を次のように定義する。

みどりの定義

